

新型コロナウイルス感染症 – 対応指針 < 第2報 > –

本学は新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」と表記。)の拡大防止に向けて「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて」(6月5日付)等を踏まえた方針としています。学生のみなさんは感染症対策を徹底するために下記の流れに従ってください(実施期間2021年2月28日まで)。

※2020年春期より使用していた『コロナウイルスに関する緊急通達』は、本指針に名称を変更しています。

I 感染した場合や濃厚接触者となった場合

次に該当する場合は大学へ登校できません **【登校禁止について】**

- ① 感染症に感染した場合
- ② 感染症の濃厚接触者として判断された場合
- ③ 同居するご家族や学生寮等で生活を共にする者が感染した場合や濃厚接触者と指定された場合

★上記に該当する場合は、あなた又はご家族から、本学「感染症相談窓口」に報告してください。

ア) あなたが感染した場合は、発症日・症状・診察日・数日間の行動・保健所や医療機関からの指示内容等を報告してください。

イ) あなたが「濃厚接触者」と保健所・医療機関から判断された場合、その指示内容等を報告してください。

ウ) あなたや同居のご家族が感染の疑いがあるとして、PCR検査を受診した場合は、判定結果が出るまでは、自宅で待機して下さい。なお、その旨を報告して下さい。

エ) あなたのご家族が感染症に感染した場合や濃厚接触者となった場合も大学に登校できません。

II 感染が疑われる場合

次のA・B・Cのいずれかに該当する人は、大学の「感染症相談窓口」に報告するとともに(相談も可)、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話相談すること。

A: 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

B: 重症化しやすい人(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合

※重症化しやすい人とは: 高齢者・糖尿病・心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある人や透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤等を使用している人

C: AとB以外の人で発熱や咳など比較的軽い風邪症状が続く場合

- ◆ 症状が4日以上続く場合は必ず相談すること
- ◆ 症状には個人差があるため、強い症状と思う場合にはすぐに相談すること
- ◆ 解熱剤などを飲み続けなければならない場合についても同様

両方行いましょう

報告する

中部学院大学 感染症相談窓口
(学生・保護者対象)

TEL: 0575-24-9308

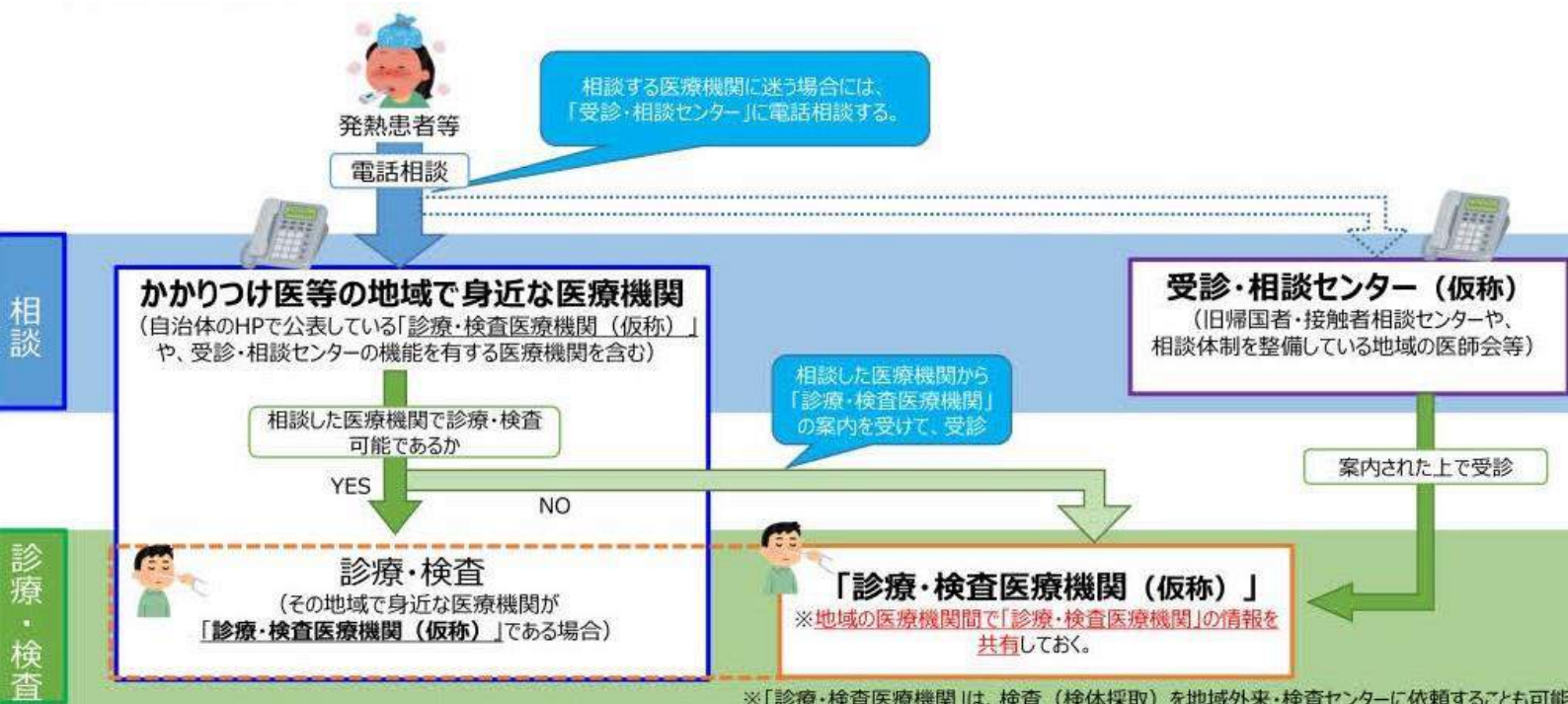
E-mail: support@chubu-gu.ac.jp

平日9:00～12:00、13:00～16:00



かかりつけ医等の地域で
身近な医療機関に連絡

※電話やオンラインによる受診可能な医療機関もあります。



[受診・相談センター] 一覧

所管区域	受診・相談センター	電話番号	FAX番号
羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市・羽島郡・本巣郡	岐阜保健所	058-380-3004	058-371-1233
大垣市・海津市・養老郡・不破郡・安八郡・揖斐郡	西濃保健所	0584-73-1111 (内線273)	0584-74-9334
関市・美濃市・郡上市	関保健所	0575-33-4011 (内線360)	0575-33-4701
美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡	可茂保健所	0574-25-3111 (内線358)	0574-28-7162
多治見市・瑞浪市・土岐市	東濃保健所	0572-23-1111 (内線361)	0572-25-6657
中津川市・恵那市	恵那保健所	0573-26-1111 (内線258)	0573-25-1174
高山市・飛騨市・下呂市・大野郡	飛騨保健所	0577-33-1111 (内線309)	0577-34-8327
岐阜市	岐阜市保健所	058-252-0393	058-252-0639

平日9時00分から17時00分以外は、電話呼び出しです。